作成担当所属名	企画部技術管理課基準第二係
作成時期	令和4 (2022)年度
保存期間	10年
保存期間満了時期	令和14(2032)年度

国関整技管第272号令和5年3月27日

各部長・統括防災官 様 各事務(管理)所長・センター長 様

企 画 部 長

設計業務等共通仕様書における仮設構造物詳細設計に係る仮設区分の明記 及び積算方法について

設計業務等共通仕様書等における仮設構造物設計の適用は任意仮設であり、「設計業務等標準積算基準書」における仮設構造物詳細設計の歩掛も任意仮設のみに適用となっています。(別添-4)

指定仮設の場合は、設計業務等共通仕様書の適用項目外であり、また、「設計業務等標準積算基準書」の歩掛も適用できないことから、積算は別途見積もりにて実施することとされています。(別添-4)

今回、下記のとおり、設計業務等共通仕様書の仮設構造物詳細設計を任意仮設であることを明記するとともに、仮設構造物詳細設計に係る任意仮設又は指定仮設の区分による積算についてのフローと特記仕様書作成例も作成しましたので、適切に特記仕様書の作成、積算をお願いします。

記

- 1. 仮設構造物詳細設計に係る任意仮設又は指定仮設の区分による積算についてのフロー・・・・・・・・・・・・・別添-1のとおり
- 2. 土木設計共通仕様書の改定 ※仮設構造物設計の記載箇所に任意仮設を追加。

・・・別添-2-1、2-2のとおり

新旧対照表

- 3. 特記仕様書記載例 ・・・・・・・・・・・・・別添-3のとおり
- 4. (参考) 設計業務等標準積算基準書 (抜粋) ・・・別添-4のとおり
- 5. 適用

本通知は、令和5年5月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る設計業務に適用します。

6. 問合せ先

企画部 技術管理課 課長補佐 (83-3314)、基準第二係 (83-3341)

「設計業務等共通仕様書における仮設構造物詳細設計に係る仮設区分の明記 及び積算方法について」通知先

【各部長等】

企画部長 総務部長 建政部長 河川部長 道路部長 用地部長 統括防災官 営繕部長

【関係事務(管理)所長】

利根川上流河川事務所長 利根川下流河川事務所長 高崎河川国道事務所長 霞ヶ浦河川事務所長 甲府河川国道事務所長

久慈川緊急治水対策河川事務所長

霞ヶ浦導水工事事務所長

江戸川河川事務所長

渡良瀬川河川事務所長

下館河川事務所長

荒川上流河川事務所長 荒川調節池工事事務所長

荒川下流河川事務所長

京浜河川事務所長

利根川水系砂防事務所長

日光砂防事務所長

富士川砂防事務所長

利根川ダム統合管理事務所長

鬼怒川ダム統合管理事務所長

相模川水系広域ダム管理事務所長

二瀬ダム管理所長

品木ダム水質管理所長

常陸河川国道事務所長

関東技術事務所長

国営常陸海浜公園事務所長

国営昭和記念公園事務所長

東京第一営繕事務所長

東京第二営繕事務所長

甲武営繕事務所長

宇都宮営繕事務所長

横浜営繕事務所長

長野営繕事務所長

東京国道事務所長 千葉国道事務所長 相武国道事務所長 常総国道事務所長 首都国道事務所長 宇都宮国道事務所長 川崎国道事務所長 長野国道事務所長

横浜国道事務所長 東京外かく環状国道事務所長

関東道路メンテナンスセンター長 大宮国道事務所長

北首都国道事務所長